

基本協定(案)に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	項目名	質問・意見	回答
59	1	第4条	第1項	SPCの設立等	SPCの設立時期については、特定事業契約締結日までですみやかにとしていただけないでしょうか。	本協定締結後速やかに、組合が想定している特定事業契約の締結スケジュールに支障がないように設立してください。
60	2	第5条 別紙1	第1項	株式の譲渡 出資者保証書の様式	甲がSPC株式に担保権を設定するときとは具体的にどんな時が考えられますでしょうか。	乙がプロジェクトファイナンスにより資金調達し、金融機関により株式に担保権設定がされ、これを組合が承認した場合には、株式に担保権を設定しません。上記以外では担保権を設定することになります。
61	2	第6条	第2項	業務等の委託及び請負	契約書等の写しの提出は、契約当事者が、SPCと当該受託者等である場合のみと理解してよろしいでしょうか。	第1項第1号から第3号までの契約についてはすべて提出していただきます。ただし、甲が当事者となる場合は除外されます。